

## 学校法人と学校法人会計基準について

### ● 学校法人とは

学校法人とは、学校教育法および私立学校法の定めるところにより、私立学校の設置を目的に設立された法人です。

企業は営利を目的に事業を行います。学校法人は営利を目的にせず、教育研究活動を行い、その成果を社会的に還元することを目的としています。

私立学校振興助成法において、国または地方公共団体から補助金(「私学助成」)を受けている学校法人は、文部科学大臣の定める「学校法人会計基準」に従い財務計算に関する書類を作成し、公認会計士または監査法人による監査を受けて、所轄庁に届け出ることが義務付けられています。

### ● 学校法人会計基準とは

私立学校は公共性が極めて高く、安定性・継続性が求められるとともに、永続的な教育研究活動を可能にするために収支均衡を図ることが求められます。そのような私立学校の特性を踏まえ、私学助成を受ける学校法人が適正な会計処理を行うための統一的な会計処理基準として制定されたのが、「学校法人会計基準」です。

### ● 学校法人会計基準に基づく計算書類

#### 〔資金収支計算書〕

- 1: 当該会計年度中の教育研究活動等の諸活動に伴う、全ての資金収入・支出の内容を明らかにするもの。
- 2: 学校の諸活動に関わらず、実際に収入又は支出した資金について、その一部始終を明らかにするもの。

#### 〔活動区分資金収支計算書〕

- 1: 学校の活動を、「教育活動」「施設設備等活動」「その他の活動」の3つの活動区分とし、活動ごとの資金の流れを明確化するもの。

#### 〔事業活動収支計算書〕

- 1: 一会計年度中の①教育活動、②教育活動以外の経常的な活動、および③ ①と②以外の臨時的な活動に対する事業活動収入と事業活動支出の内容を明らかにするもの。
- 2: 事業活動における収支の均衡状態が保たれているか、計算・表示するもの。

#### 〔貸借対照表〕

- 1: 財務状況を明らかにするため、決算日における資産、負債、基本金等の内容及び残高等を示すもの。